

第2章 雪害対策

第1節 雪害対策総則

【関係機関】 県（知事政策局、総務部、◎防災局、福祉保健部、産業労働部、観光文化スポーツ部、農林水産部、農地部、土木部、交通政策局、教育庁）、警察本部、市町村、新潟地方气象台、北陸地方整備局、東日本高速道路株式会社、空港管理者、鉄道事業者、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東日本電信電話株式会社

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 雪害予防対策

積雪期においても安全な日常生活や円滑な経済活動が確保されるよう、県は、県民、市町村及び関係防災機関との役割分担に留意のうえ、建物除雪の確保、医療・教育等の公共サービスの確保、通信・交通網の確保、雪崩災害の防止、雪処理の担い手の確保や地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備等に努める。

イ 雪に起因する大規模災害対策

豪雪、雪崩、土砂崩れ、地吹雪、着雪等により、住民生活に重大な支障を及ぼす事象の発生時において、県は、市町村の支援に努めるとともに、関係防災機関と連携し、必要な応急対策を実施する。

(2) 公的な援護を要する世帯への支援

市町村は、個人情報に配慮しつつ、地域における要配慮者世帯及び除雪困難世帯の情報共有を進めるとともに、これら除雪対応のための見守りを必要とする世帯（以下「除雪困難世帯等」という。）については、地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）による日常の訪問活動の強化などを通じ、屋根雪の処理状況等について確認するとともに、必要に応じて県地域機関の協力を得ながら雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

(3) 老朽化施設の長寿命化計画

県及び市町村が設置・管理する老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な管理に努める。

2 県民及び地域の役割

(1) 県民の役割

県民は、積雪期を安全に過ごすため食料や燃料及び自宅除雪に係る費用や装備などの備

えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の事故防止を心掛ける。

(2) 地域の役割

地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）により、除雪困難世帯等に対して、日常の訪問活動の強化など雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

3 県の役割

(1) 新潟県雪対策基本計画の策定

県知事政策局は、新潟県雪対策基本計画を策定し、県、市町村、関係機関等が一体となって雪対策の推進を図る。

(2) 新潟県雪害予防計画の策定

県知事政策局は、雪害予防活動を円滑に推進するため、毎年降雪期までに当該年度の「新潟県雪害予防計画」を策定し、雪害予防体制の強化を図る。同計画は、県、市町村、ライフライン、公共交通、その他の関係機関の当該年度の雪害予防対策に関する計画を集約し、関係機関相互の連絡・調整等の円滑化を図るものであり、掲載内容はおおむね次のとおりとする。

- ・ 雪害予防のための特別警報・警報・注意報、降雪量予報等
- ・ 防災救助、雪処理担い手の確保対策
- ・ 除雪等、道路交通の確保対策
- ・ 公共交通の確保対策（鉄道・バス）
- ・ 雪崩事故防止対策
- ・ 空港・港湾の除雪対策
- ・ 電力・通信確保対策
- ・ 豪雪地帯の医療・環境対策、教育条件整備
- ・ 豪雪地帯の建物除雪対策
- ・ 豪雪地帯の要配慮者世帯等の除雪対策
- ・ 農林水産業雪害予防対策

(3) 降・積雪情報の収集

ア 市町村別積雪量観測所の指定

防災局は、「降積雪観測点の再指定について」（平成17年11月17日付け危第379号県防災局長通知）に基づき、全市町村に積雪量観測所を指定する。

観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、当該市町村から県防災局に協議するものとする。

市町村は、当該観測所において、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。

各観測所における観測データは、豪雪の際に当該市町村に対し、災害救助法又は新潟県

災害救助条例に基づく救助を実施する際の判断基準として使用するため、県防災局は雪消え前であっても必要に応じ、市町村に対し適時に観測データの報告を求めることができる。

イ 降・積雪情報の定時報告

防災局は、市町村別積雪量観測所の中から、降・積雪情報の定時報告箇所を下記のとおり指定する。当該市町村（新潟市は新潟地方気象台）は、毎年初雪から雪消えまで、毎日の積雪深と前日からの降雪量を、定時に県防災局に報告する。

降・積雪情報定時報告箇所

No.	市町村名	観測地点	No.	市町村名	観測地点
1	新潟市	新潟地方気象台	11	上越市	安塚区総合事務所
2	長岡市	国土交通省長岡国道事務所	12	上越市	大島区総合事務所
3	長岡市	長岡市山古志支所	13	上越市	中郷区総合事務所
4	長岡市	長岡市小国支所	14	魚沼市	魚沼市消防本部
5	長岡市	栃尾地域交流拠点施設	15	魚沼市	北部庁舎
6	柏崎市	高柳町事務所	16	南魚沼市	塩沢庁舎
7	十日町市	十日町市高山	17	阿賀町	津川地区振興事務所
8	妙高市	新井消防署	18	阿賀町	丸渕
9	妙高市	頸南消防署	19	湯沢町	湯沢町役場
10	上越市	高田特別地域気象観測所	20	津南町	津南町役場

(4) 新潟県豪雪対策本部等の設置

県は、法令に基づく災害対策本部を設置するほか、必要に応じ、情報連絡室、警戒本部又は対策本部を設置する。

ア 情報連絡室

警戒本部又は対策本部の設置に至らない場合であっても、危機管理監は、新潟県危機管理対応方針に基づき防災局及び関係部局からなる情報連絡室を設置することができ、情報連絡室の構成については、危機管理監が指定する。

イ 豪雪警戒本部

県内に大雪が降り、積雪量・降雪量予報などから雪害予防対策の強化が必要と認められる場合に、危機管理監は、新潟県危機管理対応方針に基づき防災局及び関係部局からなる「新潟県豪雪警戒本部」を設置することができ、豪雪警戒本部の構成については、危機管理監が指定する。

ウ 豪雪災害対策本部

(ア) 設置

豪雪により市町村に災害救助法が適用された場合や、特別警報（大雪、暴風雪）が発表された場合は、雪害予防対策の広域支援体制強化と豪雪による災害への即応体制を充実するため、災害対策基本法に基づく「新潟県豪雪災害対策本部」を設置する。

なお、豪雪災害対策本部の組織・運営等については、風水害対策編第3章第1節「災害対策本部の組織・運営計画」の定めに基づき定めるものとする。

(イ) 廃止

知事は、次のいずれかの場合は豪雪災害対策本部を廃止する。

- ・ 豪雪災害対策本部における県による応急対応及び災害救助法による市町村の応急対応が完了し、雪害予防対策の広域支援体制を継続する必要性が低いと判断された場合
- ・ 法に基づく「新潟県融雪災害対策本部」に移行する場合

エ 豪雪災害対策本部以外の災害対策本部

融雪災害（雪崩、土砂崩れ等）、地吹雪、着雪等により、住民生活に重大な支障を及ぼす大規模な災害が発生した場合に設置する。

なお、災害対策本部の設置、組織等については、風水害対策編第3章第1節「災害対策本部の組織・運営計画」の定めるところに準ずるものとし、災害対策本部の名称は、発生事象に応じて決定する。

(5) 豪雪に伴う災害救助の実施

豪雪災害時の災害救助法及び新潟県災害救助条例に基づく救助の実施基準は、他の災害と同様、原則として住家の滅失世帯数による。しかし、豪雪災害は地震・風水害等の災害と異なり、緩慢かつ長期にわたる災害で、応急救助に着手すべき時点の把握が困難なため、災害救助法施行令第1条第1項第4号に定める事態（多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた）として法又は条例に基づく救助を実施する場合がある。

県は、昭和50年に定めた「豪雪災害に際して災害救助法又は新潟県災害救助条例を適用し応急救助を実施する場合の運用基準」をかかえる事態の判定指針とし、応急救助の必要性を考慮した上で災害救助法又は新潟県災害救助条例による救助を実施する。

災害救助法や新潟県災害救助条例適用時における高齢者等要援護世帯に対する広域支援体制の整備を図る。

4 市町村の役割

(1) 地域道路除排雪の円滑な実施

「除雪対策協議会」を設置し、地域道路除排雪の円滑化を図る。

(2) 降・積雪情報の収集

ア 市町村別積雪量観測所における観測等

県の指定した積雪量観測所について、毎年初雪から雪消えまで、積雪深及び降雪量を毎日定時に観測・記録し、雪消え後、県防災局に報告する。

観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、県に協議する。

イ 降・積雪情報の定時報告

県が指定した降・積雪情報の定時報告箇所については、毎年初雪から雪消えまで、毎日の積雪深と前日からの降雪量を、定時に県防災局に報告する。

(3) 公的な援護を要する者の状況把握等

ア 高齢者等要援護世帯の名簿を平常時から作成し、地域（自治会、自主防災組織、民生委

員など）、市町村福祉部局及び市町村防災部局間の情報の共有化に努める。

イ 除雪困難世帯の名簿を降雪前に作成し、地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）、市町村福祉部局及び市町村防災部局間の情報の共有化に努める。

ウ 地域（自治会、自主防災組織、民生委員など）とともに除雪困難世帯等の積雪期における見守り体制の整備に努める。

(4) 市町村の活動体制

市町村は、当該市町村の区域において雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災機関として、関係法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

ア 組織及び活動体制

市町村長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

平常時から、災害情報等の応急対策に必要な情報の共有化の推進に努める。

イ 市町村災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市町村長は、市町村災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県危機対策課へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。

ウ 災害救助法が適用された場合の体制

市町村長は、当該市町村に災害救助法が適用された場合は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を行う。

(5) 豪雪に伴う災害救助の実施

災害救助法や新潟県災害救助条例適用時における県、関係機関の窓口、必要な調整の仕組みなどを平常時から確認し、迅速に機能する体制の構築を図る。

5 雪処理の担い手の確保

県、市町村及び関係機関は、過疎・高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、平成23年12月から運用を開始している別紙「雪処理担い手確保スキーム」を基本に、豪雪時における雪下ろし等除排雪作業の担い手の円滑な確保にあたり連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

(1) 県知事政策局は、除雪ボランティア「スコープ」の運営により、ボランティアと受入地区とのコーディネートの実施等を行うとともに、受入地区の拡大に向けた取組に努める。

(2) 市町村は、除雪困難世帯等の見守りに努めるとともに、必要に応じて社会福祉協議会や除雪ボランティア等と協働した除雪困難世帯等の除雪支援に努める。

6 地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備

県及び市町村は、地域の実情に応じて、自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて

の一斉雪下ろしや敷地内積雪を排雪する活動を行うなどの安全で円滑な雪処理を図る取組を推進する。

7 住宅の屋根雪対策

県、市町村及び事業者並びに県民は、新潟県住宅の屋根雪対策条例にもとづき、積雪期に住宅の屋根雪下ろしを行わなくてもよい環境を整備するため、住宅の屋根雪対策を推進する。個人資産である住宅の屋根雪対策は、所有者自らが取り組むことが前提となるが、関係者は、相互の連携、協力により、主に以下の取組について必要な施策の展開に努める。

- (1) 屋根雪下ろしが不要な克雪住宅の普及
- (2) 住宅の屋根雪下ろしを行う際の安全確保
- (3) 空き家の屋根雪下ろし等に関する取組

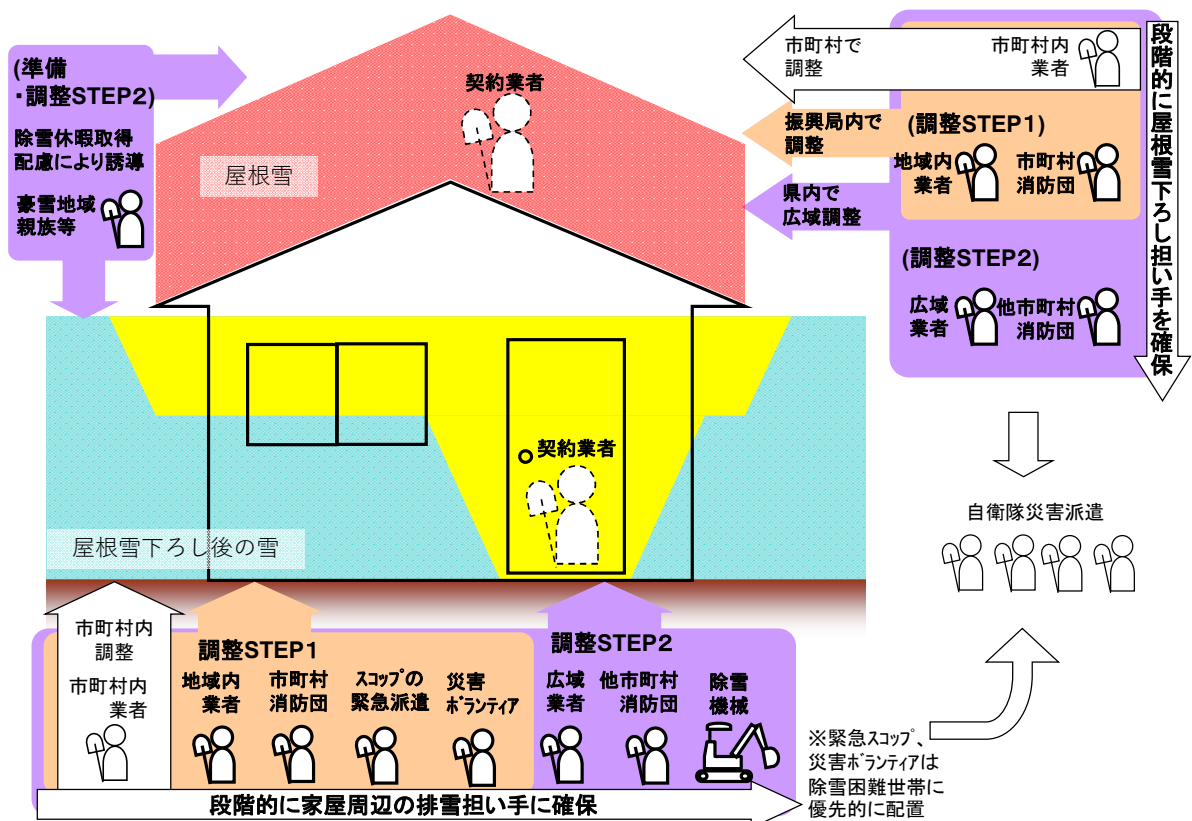
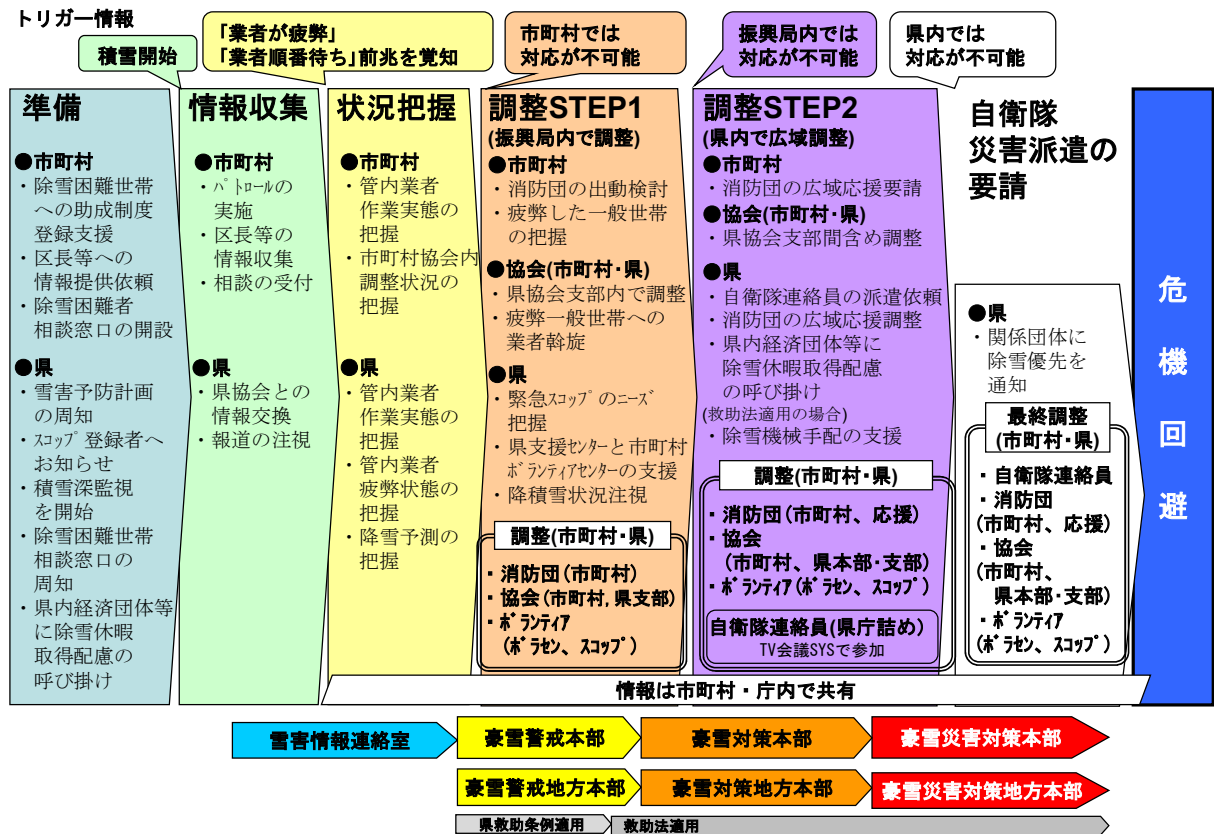
8 除雪作業中の事故防止対策

県及び市町村は、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会等を行うとともに、事故の防止に役立つ道具等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなった時など、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

9 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 降・積雪情報の収集
- ・ 除雪困難世帯等の状況把握・支援等
 - ア 情報の共有化
 - イ 見守り体制の整備
- ・ 市町村の活動体制
- ・ 豪雪に伴う災害救助の実施
- ・ 雪処理の担い手の確保
- ・ 地域コミュニティの共助による雪処理体制の整備

別紙「雪処理担い手確保スキーム」



第2節 降雪等に関する特別警報・警報・注意報及び予報

【関係機関】 県（◎防災局、知事政策局）、新潟地方気象台

1 計画の方針

新潟地方気象台が雪害予防活動の円滑な推進を図るため発表する、降雪等に関する気象特別警報・警報・注意報及び予報等について定める。

2 降雪等に関する特別警報・警報・注意報の概要

特別警報・警報・注意報の種類、発表対象区域は風水害編第3章第4節に、発表基準は資料編第3章第4節に示す。

3 新潟地方気象台の役割

(1) 降雪量予想

新潟地方気象台は、雪に対する防災効果を上げるため、12月～3月の期間、県内を降雪の特性により13地域に区分し、降雪量予想を行う。なお、この期間以外に降雪が予想される場合は、随時発表する。各地域の平均及び最大降雪量予想を1日2回（6時、16時）発表する。

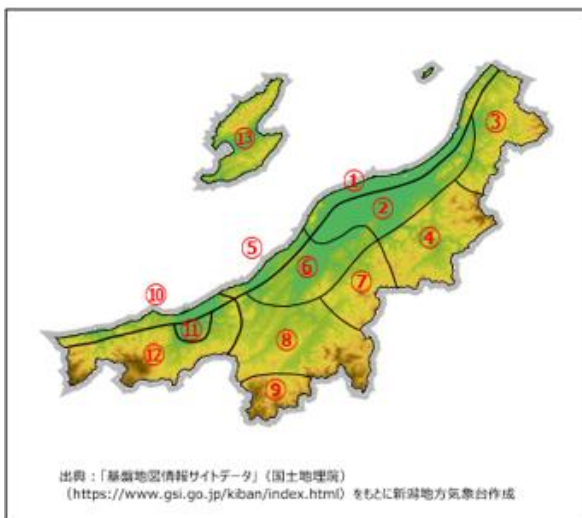
ア 発表時刻及び内容

06時→当日18時までの12時間降雪量及び翌日6時までの12時間降雪量予想

16時→翌日6時までの12時間降雪量及び翌日18時までの12時間降雪量予想

新潟県降雪量予想

令和2年X月X日06時 新潟地方気象台発表

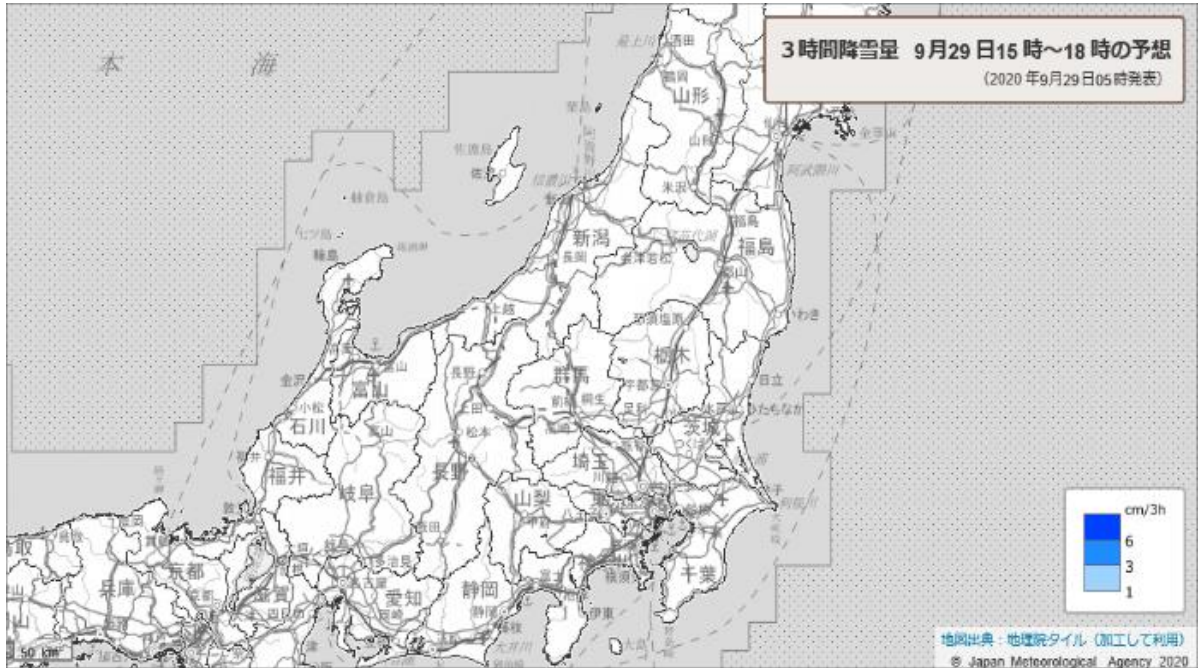


地域名	今日06時から今日18時	今日18時から明日06時
①下越海岸	10 - 25	20 - 40
②下越平野	10 - 25	20 - 40
③下越山沿い北部	10 - 25	20 - 40
④下越山沿い南部	15 - 30	20 - 40
⑤中越海岸	15 - 30	20 - 40
⑥中越平野	15 - 30	20 - 40
⑦中越山沿い北部	15 - 30	20 - 40
⑧中越山沿い中部	15 - 30	20 - 40
⑨中越山沿い南部	20 - 35	20 - 40
⑩上越海岸	20 - 35	20 - 40
⑪上越平野	20 - 35	25 - 50
⑫上越山沿い	20 - 35	25 - 50
⑬佐渡	20 - 35	25 - 50

右表の数字は、12時間降雪量の予想値で、それぞれの区域の「平均値—最大値」を表しています

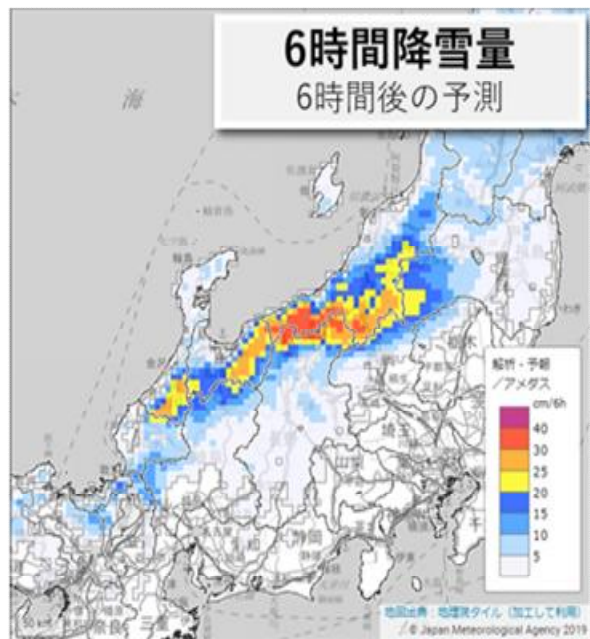
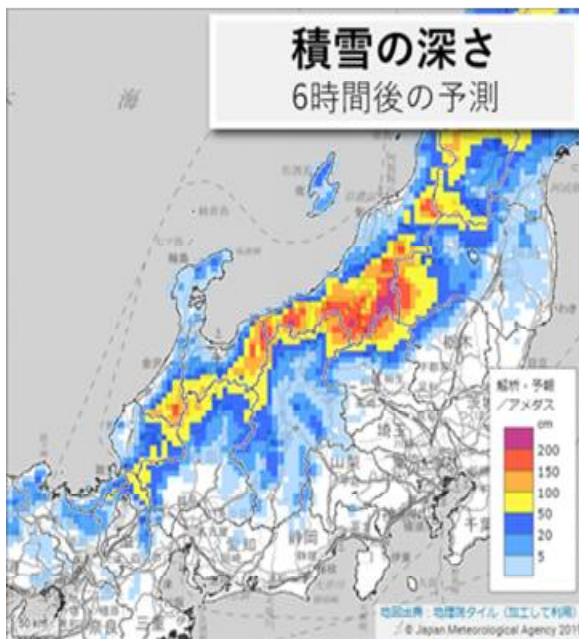
(2) 天気分布予報（3時間降雪量）

約5 km 格子単位で天気、気温、降水量、降雪量の分布を翌日24時までを示す予報。このうち、降雪量は、格子内平均3時間降雪量とし「降雪量なし」、「1～2 cm」、「3～5 cm」及び「6 cm以上」の4階級で示す。毎日5時、11時、17時に発表する。



(3) 今後の雪（解析積雪深・解析降雪量、降雪短時間予報）

解析積雪深・解析降雪量は、積雪の深さと降雪量の実況を1時間ごとに約5 km四方の細かさで推定したもの。降雪短時間予報は、6時間先までの1時間毎の積雪の深さと降雪量を約5 km四方の細かさで面的に予測したもの。これらは、1時間毎に発表する。積雪深計による観測が行われていない地域を含めた積雪・降雪の解析・予測を面的な情報として把握でき、雪による交通への影響を前もって判断すること等に活用できる。気象庁ホームページでは、「今後の雪」のページから利用できる。



4 県の役割

県は、気象情報を含め、降雪等に関する情報を県民にわかりやすく提供するように努める。

第3節 孤立予想地区の通信・連絡体制等の整備

【関係機関】 県（◎防災局、知事政策局、福祉保健部、土木部）、市町村、県民、電気通信事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

冬期間の孤立に備え、孤立予想地区における通信確保対策や孤立発生時の医療及び物資等の救援体制整備等を促進する。

(2) 達成目標

- ア 地区が孤立状態となっても通信が確保されている。
- イ 住民が、安全を確保しながら、最低7日間は外部からの補給なしで自活できる。
- ウ 消防団及び住民の自治組織により最低限の初動対応と避難生活ができる。
- エ 危険が迫った場合には、速やかに住民が避難できる。

(3) 要配慮者への配慮

避難行動要支援者が速やかに地区外へ避難できるように、連絡体制、移動手段及び受入体制を確保する。

2 県民及び地域の役割

(1) 県民の役割

孤立予想地区の住民は、当該地区の雪崩発生危険箇所等の情報を熟知し、危険の事前把握に努める。また、孤立予想地区の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

雪崩等の発生時に、住民の安否確認をとれる体制の構築に努めるとともに、救出、炊き出し等の実施、市町村への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自ら行えるよう、住民組織による防災訓練等の実施に努める。

(3) 企業・事業所の役割

孤立予想地区の企業・事業所は、孤立時における施設や資機材提供等について、あらかじめ住民組織と協議する。

3 県の役割

(1) 雪崩発生危険箇所の周知と監視等

ア 県は、雪崩災害防止のため、市町村と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

イ 雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。

雪崩の発生を確認した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。

(2) 孤立予想地区への資機材整備に対する支援

国の補助制度の活用や県単独の市町村補助により、孤立予想地区への通信資機材の整備促進について支援する。

(3) ヘリコプターの運用

ヘリコプターによる住民の救出、物資の補給方法等について、市町村及び消防本部等とあらかじめ協議し、必要に応じて訓練を行う。

(4) 孤立予想地区への支援体制の整備

雪崩の発生等による交通途絶で孤立が予想される地区の支援を市町村、医療機関等から要請された場合に迅速に対応するため、県医療救護班の派遣体制の整備を行う。
その他生活物資等についても、迅速な供給を行うため、備蓄数量・緊急調達先の事前把握を行う。

4 市町村の役割

(1) 孤立が予想される地区の事前把握

孤立が予想される地区の事前把握と地域住民への周知に努める。

(2) 雪崩発生危険箇所の周知と監視等

ア 市町村は、雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

イ 雪崩の危険が高まった場合は、関係機関へ報告し、監視の強化及び道路の通行規制実施を検討する。

雪崩の発生を確認した場合は、速やかに関係機関に報告するとともに、道路の通行規制解除に向け、現地調査、応急工事等の実施を検討する。

(3) 孤立時の通信の確保

ア 通信網の多ルート化による孤立時の通信確保のため、防災行政無線、衛星携帯電話を整備する。

イ 停電時の補助電源及び非常用電源を整備する。

ウ 冬期間の臨時的措置として、孤立予想地区に対して、衛星携帯電話・防災行政用無線機等の貸与や携帯など、孤立を防止する通信手段の設置に努める。

エ 孤立が予想される地区における緊急時の通信・連絡体制について、住民に周知する。

(4) 防災拠点となる施設の確保

(5) 資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

(6) ヘリポート適地の確保

集落の孤立に備えたヘリポート適地を確保（積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等の付近に障害物のない場所を圧雪する）し、併せて、積雪に備えた装軌車両の確保に努める。

5 電気事業者の役割

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、都道府県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

6 電気通信事業者の役割

(1) 孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、通信手段の多ルート化等に努める。

(2) 主要拠点ビル等に以下の災害対策用機器及び移動無線車等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 孤立防止対策用衛星電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧用光ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

- (3) 倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、都道府県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

7 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 市町村が把握している孤立予想地区
- ・ 土砂災害・雪崩等の発生危険箇所
- ・ 孤立予想地区との通信の確保方法
- ・ 孤立予想地区の防災拠点となる施設及び資機材の整備、物資等の配置状況
- ・ 孤立予想地区のヘリポート適地
- ・ 企業・事業所等との孤立時の協力に関する事項

第4節 建築物の雪害予防計画

【関係機関】 県（知事政策局、防災局、福祉保健部、◎土木部）、市町村、国土交通省、消防庁、県民

1 計画の方針

(1) 基本方針

積雪による建築物の倒壊、屋根雪落下及び屋根雪処理による事故等を防止するため、克雪住宅の普及、雪処理事故防止の啓発等について定める。

(2) 達成目標

克雪住宅の普及や屋根雪処理等の事故防止啓発により、屋根雪処理等に係る事故を減少する。

(3) 除雪困難世帯等への配慮

除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況の把握に努める。

これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取り組みがなされるよう配慮する。

2 県民の役割

建築物等の新築、改良工事等に当たっては、屋根雪処理の軽減や周辺への影響に十分配慮した屋根雪処理方式とするよう努める。

屋根雪処理作業を実施する際には、複数人での実施やヘルメット、命綱等の安全対策のための器具、装備の使用に努め、落下事故等に留意する。

3 県の役割

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して、新築・改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や市街地の状況や敷地の状況等で周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、助成制度等による支援などにより克雪住宅の普及に努める。

ア 住宅の克雪化に対する助成制度による支援

イ 住宅の克雪化に関する情報提供等による普及啓発

屋根雪の処理方法の特徴や工夫等の県建築住宅課ホームページへの掲載

(3) 除雪困難世帯等に対する除雪支援

ア 積雪状況の把握のため、市町村が除雪困難世帯等に対し行う、民生委員、福祉団

体等による訪問等の見守り体制の強化に協力する。

イ 除雪困難世帯等に対する除雪援助制度

(4) 命綱固定アンカーの普及

屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、助成制度等による支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱固定アンカー設置に努める。

ア 命綱固定アンカー設置に対する助成制度による支援

イ 命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発

命綱固定アンカーガイドブックの作成及び県建築住宅課ホームページへの掲載

(5) 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、住民に対する啓発に努める。また、事故防災対策について様々な情報を収集し、市町村に情報提供するものとする。

ア こまめな雪下ろしの励行

イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止

ウ 雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止

エ 非常時における出入口の確保

4 市町村の役割

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

建築物等の所有者に対して新築、改良工事等に際し、屋根雪処理の軽減や周辺への影響について十分配慮した屋根雪処理方式とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及

屋根雪処理における事故防止・省労力化には住宅の克雪化が有効なため、克雪住宅の普及啓発に向け助成制度等の周知に努める。

ア 住宅の克雪化に対する助成制度による支援

イ 住宅の克雪化に関する情報提供等による普及啓発

屋根雪の処理方法の特徴や工夫等

(3) 除雪困難世帯等に対する除雪支援

ア 除雪困難世帯等に対し、民生委員、福祉団体等による訪問等の見守りを行い、積雪状況の把握に努める。

これらの世帯の除雪に当たっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組がなされるよう配慮する。

イ 除雪困難世帯等に対する除雪援助制度

(7) 高齢者等の自力除雪不可能世帯に対する支援

労力的又は経済的に自力で除雪等が困難な要援護世帯に対して、除雪等の支援制度の確立に努める。

(イ) 生活保護世帯に対する除雪費

一冬期間につき保護基準表に定める範囲において支給できるよう措置される。

(4) 命綱固定アンカーの普及

屋根雪処理における転落事故防止には命綱の使用が有効なため、助成制度等による支援などにより、克雪化されていない住宅への命綱固定アンカー設置に努める。

- ア 命綱固定アンカー設置に対する助成制度による支援
- イ 命綱固定アンカーに関する情報提供等による普及啓発

(5) 屋根雪等による事故防止の啓発

屋根雪等による人身事故や高齢者等の雪処理事故の防止について、住民に対する啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の屋根やハシゴからの転落による事故防止
- エ 非常時における出入口の確保

5 国の役割

(1) 除雪作業の危険性等に関する注意喚起

国土交通省は、県及び市町村とともに、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう、除雪作業の危険性と対応策を住民に示し、注意喚起に努めるものとする。特に、豪雪地帯においては、

- ア 既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置
- イ 除排雪の安全を確保するための装置の普及
- ウ 克雪に係る技術の開発・普及の促進

(2) 事故防止対策に関する市町村等への情報提供

国土交通省及び消防庁は、事故防止対策について、様々な情報を収集し、市町村等へ提供するものとする。

6 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 住宅・建築物の安全性に対する指導
- ・ 克雪住宅の普及
- ・ 高齢者等要援護世帯に対する除雪支援
- ・ 屋根雪等による事故防止の啓発

第5節 電力・通信の確保計画

【関係機関】電力発電事業者（東北電力株式会社）、電力送配電事業者（東北電力ネットワーク株式会社）、電気通信事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

電力供給事業者及び電気通信事業者は、降雪期における電力供給及び公衆通信を確保するため、設備の雪害対策の推進と防災体制の確立を図る。

(2) 各主体の責務

ア 電力供給事業者は、雪害のおそれのある地域の送電線路及び配電線路の雪害予防措置を計画的に推進するとともに、停電時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。

イ 電気通信事業者は、雪害のおそれのある地域の電気通信設備等の耐雪構造化及び通信網の整備を推進するとともに、通信途絶時における迅速かつ的確な応急復旧体制の確立を図る。

ウ 電力供給事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、都道府県との連携に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。

(3) 達成目標

設備の雪害対策及び防災体制を確立し、降雪期における停電及び通信途絶の未然防止を図るとともに、停電及び通信途絶時の迅速かつ的確な応急復旧体制を確立する。

2 電力供給事業者の役割

電力送配電事業者である東北電力ネットワーク新潟支社は、以下の取組を行う。

(1) 送電線路の雪害予防措置

ア 降雪期前に巡視または点検を実施し、送電線路の補修、整備を行う。

イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議の上、伐採等を実施する。

ウ 冠雪による停電を防止するため、積雪状況等を踏まえ、適時のパトロール、冠雪落とし等を実施する。

エ 着雪による電線断線、あるいは着雪・落雪時のはね上がりによる混触停電を防止するため、ねじれ防止ダンパ、相間スペーサの取付等を計画的に推進する。

オ がい子への着氷雪による停電を防止するため、懸垂がい子への取替等を計画的に

推進する。

(2) 配電線路の雪害予防措置

- ア 降雪期前に巡視及び点検を実施し、配電線路の補修又は整備を行う。
- イ 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議の上、樹木の枝下ろし、伐採等の措置を実施する。
- ウ 着雪による電線断線等の停電を防止するため、難着雪電線を使用する。
- エ 冠雪、雪崩及び雪圧による停電を防止するため、積雪状況等を踏まえ、適時のパトロール実施、冠雪落とし及び支線除雪等の工事を実施する。
- オ 豪雪地域については、電線の縦配列、縦型開閉器への取替及び支線の断線防止対策としての支線ヒートパイプの取付工事を計画的に実施する。

(3) 復旧用主要資材の配備

平常時から支持物、電線、引込電線、変圧器、開閉器、碍子類、腕金その他の復旧用主要資材を新潟資材センター及び電力センターに配備する。

(4) 機動力及び通信網の整備

- ア 停電時における迅速かつ的確な応急復旧を図るため、雪上車を主要な電力センターに配置し、障害地点への人員及び資材の雪中輸送を行う。
- イ 迅速かつ的確な状況把握のため、必要に応じヘリコプターによる空中パトロールを実施する。
- ウ 配電線経過地の主要箇所に委嘱により配電連絡員を配置し、事故発生時における初動体制確立の迅速化を図る。
- エ 通信体制の確立のため、無線基地局を設置し、移動無線機を配置する。

(5) 応急対策

風水害対策編第3章第35節「電力供給応急対策」の定めるところにより、下記の応急対策を実施する。

ア 復旧活動体制の構築

- ・ 職員の動員及び通信の確保
- ・ 被害状況の把握

イ 応急対策の実施

- ・ 復旧資材の確保及びその輸送
- ・ 二次災害防止のための危険予防措置
- ・ 電力緊急融通要請
- ・ 応急工事の実施

ウ 復旧計画の策定

エ 利用者への広報

3 電気通信事業者の役割

電気通信事業者である東日本電信電話株式会社は、以下の取組を行う。

(1) 設備の耐雪構造化

ア 通信線路の地下化を推進する。

イ 豪雪地域における電柱の長尺化及び沈降圧による被害防止のため、地熱利用のヒートパイプの取付を推進する。

ウ 積雪・寒冷地用の屋外線へ取換を推進する。

エ 管路内引き上げ点及び橋梁管路内の溜水凍結、膨張圧によるケーブル変形等の防止のため、凍結障害防止用ポリエチレンパイプの取付を推進する。

(2) 通信網の整備

ア 災害発生時において、重要通信を確保し、通信不能地域をなくすため、主要伝送路の多ルート構成又は2ルート構成を図る。

イ 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備又は維持を図る。

(3) 災害対策用機器及び無線車の配備

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器及び無線車等を指定保管場所に配備する。

(4) 停電に備えた資機材の配備

停電発生時に備え、各交換所に蓄電池設備を設置するとともに、長時間の停電に備え、必要により各拠点に移動電源車及び可搬型電源装置の増設又は新設を図る。

(5) 応急対策

停電、雪崩等により通信途絶が発生した場合は、直ちに該当市町村及び県へ連絡するとともに、風水害対策編第3章第34節「公衆通信の確保」に定めるところにより、下記の応急対策を実施する。

ア 設備復旧体制の確立

- ・ 職員の非常招集
- ・ 被害状況の把握
- ・ 災害対策機器等の出動
- ・ 復旧資材等の調達及びその輸送

イ 応急復旧工事の実施

ウ 利用者への広報

第6節 消・融雪施設等の整備

【関係機関】県（土木部）、市町村、北陸地方整備局

1 計画の方針

国、県、市町村および防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路の消融雪施設等の整備を行う。

2 道路管理者の役割

(1) 消雪パイプ等の整備

ア 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路（6%以上）等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路の消雪パイプ等の整備に努める。

イ 消雪パイプ等は、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

(2) 流雪溝の整備

人家連たん区域において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、流雪溝の整備に努める。

第7節 積雪期の交通確保計画

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、警察本部、市町村、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、東日本高速道路株式会社、各鉄道事業者、空港管理者

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 交通施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施し積雪期の交通路を確保する。
- イ 県・関係機関において、雪害発生時の除雪、交通規制の実施、交通状況の情報発信等について、広域的な連携・調整を行う体制の整備を図る。
- ウ 道路管理者は、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、予防的な通行規制区間を設定するものとする。

(2) 各主体の責務

- ア 県土木部は毎年「冬期道路交通確保計画」を策定して除雪体制の整備を行い、雪害予防に努める。
- イ 東日本高速道路株式会社新潟支社は、東日本高速道路株式会社新潟支社雪氷対策要領に基づき、新潟支社が管理する高速自動車国道の雪氷期間における除排雪体制を整え、雪害予防に努める。
また、冬期の道路交通を確保するため、ICT等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。
- ウ 北陸地方整備局は、「北陸地方整備局防災業務計画」に基づき毎年道路除雪計画を策定し、除雪体制の整備を行い、雪害予防に努める。
また、冬期の道路交通を確保するため、ICT等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。
- エ 市町村は、毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪体制を整備し、雪害予防に努める。
- オ 各鉄道事業者は、降積雪時における列車の安定輸送のために、それぞれ除雪車両、除雪機械及び適正要員の整備を図り、除雪体制の確保に努める。

(3) 幹線道路等の交通の確保

- ア 道路管理者等の関係機関の十分な連携
短期間の集中的な除雪時においても、人命を最優先に、幹線道路等の大規模な車両滞留の回避や、速やかな交通の回復を図るため、道路管理者等の関係機関が十分に連携し、相互の情報共有や事前の訓練を実施するなど除排雪の体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努める。
- イ 大規模な車両滞留の回避と交通障害の早期解消
大雪の発生が事前に予想される場合は、道路管理者及びその他の関係機関が情報を共有しながら、不要不急の出控えや在宅勤務の推進など行動変容につながる呼びかけを行うとともに、事前に周知・広報した上で予防的通行規制を実施すること等により、大規模な交通障害が発生しないよう努める。
また、短期間の集中的な降雪時には、道路管理者等の関係機関による情報連絡本部の設置やタイムライン（段階的な行動計画）に基づく躊躇ない通行止めと集中

的な除雪作業などにより、幹線道路等における大規模な車両滞留の回避に努める。

ウ 大規模な車両滞留発生時の対応

大規模な車両滞留が発生した場合は、関係機関が連携し、速やかな乗員保護活動を行うとともに、集中的な除雪の実施など、交通障害の早期解消に努める。

また、大規模な車両滞留が発生した場合に備え、立ち往生車両を速やかに排除するための資機材の配備などのほか、乗員の保護や滞留車両への燃料供給、充電対応等の体制の整備に努める。

(4) 地吹雪への対応

ア 道路の地吹雪対策施設の整備

交通の安全を図るため、地吹雪多発地域に地吹雪防止柵、スノーシェルター等の施設を整備する。

イ 地吹雪多発地域の警戒

地吹雪多発地域において、気象情報により地吹雪発生が予想される場合は、パトロール等を強化し、交通状況や路面状況を随時把握するとともに、国、県、市町村等は連携してあらかじめ迂回路を検討し、適切な交通誘導に努める。

(5) 住民及び道路利用者への情報発信等

各施設の管理者は、積雪期における交通の混乱防止、雪害による被害の防止、軽減を図るため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について適時適切な情報発信を行う。

運転者や関係団体等に対しては、スタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンの早期装着を呼びかけ、冬道の安全走行を促進するとともに、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控えることや冬期の運転時には車内に必要なものを準備するよう啓発を行う。

2 県（道路管理者）の役割

(1) 除雪体制の確立

ア 除雪対策本部を設置し（毎年11月16日から翌年3月31日までの間）、降積雪などの気象状況に応じて平常、警戒、緊急の体制の移行を図る。

イ 迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施するため、除雪機械、除雪要員、施設ならびに連絡手続などの所要の体制の確立を図るとともに、除雪機械及び必要な資機材の計画的な整備を行う。

(2) 警戒、緊急の体制への移行

短時日の間に連続異常降雪となった場合には、次のように警戒又は緊急体制に移行する。

ア 警戒体制

(ア) 「新潟県大雪に関する警戒本部」が設置された場合、警戒体制に移行し、北陸地方整備局に報告する。

(イ) 警戒体制時においては、その後に予想される緊急体制への移行準備として、圏域の情報連絡本部を構成する北陸地方整備局や東日本高速道路株式会社など関係機関との情報共有を強化し、各圏域のタイムライン等に基づく対応準備を開始するとともに、必要に応じて県民に向けた情報発信を行うなど、除雪体制の強化に努める。

イ 緊急体制

(ア) 大雪警報が発令されたとき、また県内指定雪量観測点のうち、その大部分が警

戒積雪深を大幅に超え、かつ、主要路線における除雪状況、降雪強度その他の状況を勘案し、北陸地方整備局と協議して緊急体制への移行を決定する。

(イ) 緊急体制時の措置

緊急体制時においては、必要に応じて緊急時確保路線の優先除雪を実施するとともに、情報連絡本部により関係機関との情報連絡をさらに強化し、除雪の作業状況に応じて、道路管理者間の相互応援や県内の他地域からの広域応援を実施する。

(3) 除雪路線の選定

ア 除雪を実施する路線は、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づいて指定された道路のうち、幅員狭隘、雪崩多発地帯で除雪が不能な区間を除く重要な路線、及び指定外の路線のうち、公共施設等に通ずる重要な路線（県管理の国・県道 511 路線）とする。

除雪路線（令和7年度）

道路種別	県管理道路実延長(注1)	除雪計画延長	除雪率
一般国道	1251.7 km	1110.0 km	88.7%
主要地方道	1596.9 km	1431.9 km	89.7%
一般県道(注2)	2509.6 km	2013.3 km	80.2%
合計	5358.2 km	4555.2 km	85.0%

(注1) 令和6年4月1日現在

(注2) 自転車道を除く延長

終日道路交通確保路線（令和7年度）	127 路線、265 箇所、1059.0 km
-------------------	-------------------------

※ 幹線道路、病院・駅等の公共施設へアクセスする重要路線については、終日道路交通を確保する。

イ 歩道除雪路線

冬期歩行者の安全を確保するため、通学路を中心とした歩道除雪を行う。

歩道除雪路線（令和7年度）

道路種別	県管理歩道 延べ延長	除雪計画 延長	除雪率
一般国道	947.0 km	429.8 km	45.4%
主要地方道	833.5 km	387.1 km	46.4%
一般県道	966.5 km	519.7 km	53.8%
合計	2747.0 km	1336.6 km	48.7%

(4) 車道除雪目標の設定

ア 平時における除雪目標

除雪路線は当該路線の自動車の日交通量その他交通確保の必要性に応じて、これを第1種、第2種、第3種の3種別に区分し、除雪を実施する。

各種別の除雪目標は以下のとおりとする。

第1種：自動車交通量 1,000 台／日以上路線で2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。

異常降雪時には降雪後約5日以内に2車線確保を図る。

第2種：自動車交通量 500 台／日以上から 1,000 台／日未満までの路線で2車線幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。

異常降雪時には降雪後約10日以内に2車線または1車線確保を図る。

第3種：自動車交通量 500 台／日未満の路線で1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時通行不能になってもやむを得ない。

イ 緊急時における除雪目標

緊急確保路線(異常降雪時に優先的に除雪(終日道路交通確保路線も含む))

豪雪対策本部が設置され、更に降雪が続いて全除雪計画路線の交通確保が困難になった場合に備え、路線の重要度等を勘案のうえ、あらかじめ緊急確保路線を指定し、集中的に交通確保にあたる。

緊急時確保路線延長(令和7年度)

2車線確保	1車線確保	計
1373.3 km	1037.2 km	2410.5 km

(5) 歩道除雪目標の設定

安全な歩行者空間確保のため、自動車交通の多い通園・通学路、病院、鉄道駅・バスターミナル等の公共性の高い施設へ通じる箇所について、これをA、B、Cの3種別に区分し、除雪を実施する。

種別毎の除雪目標は以下のとおりとする。

A(早朝除雪)：早朝(通勤、通学時)、昼夜を問わず必要な時に除雪を行う。

B(昼間除雪)：昼間の必要なときに除雪を行う(早朝、夜間は除雪しない)。

C(連続降雪後除雪)：平常時は昼間除雪とする。連続降雪時には、上位水準箇所を優先し、降雪のおさまった後に除雪を行う。

(6) 交通規制の実施

除雪作業に伴う交通規制に関しては事前に所轄警察署と十分協議のうえ実施する。

交通規制を行う際は、できるだけ早く通行規制予告発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

(7) 除雪作業出動基準

ア 車道

除雪路線に10cmを超える降雪があったときは、直ちに除雪出動する。

イ 歩道

歩道上の積雪深さが20cmを上回っている場合を標準とする。ただし、歩行者の安全確保のため、歩道の利用形態や接続する市町村の状況に応じて、柔軟に対応する。特に、通学路においては、積雪深20cm超にかかわらず、徒歩通学児童等の安全確保を図る。

(8) 他の防災関係機関等との協力

災害時において迅速かつ的確な応急対策措置を実施するため、他の防災関係機関等と除雪実施状況、雪害発生時の道路情報を相互に伝達し、密接な連携・協力体制を確保する。

3 北陸地方整備局の役割

(1) 除雪体制の確立

道路雪害対策本部を設置し、降積雪などの気象状況等に応じ、平常、注意、警戒、非常の4体制をとる。

(2) 除雪路線の選定

一般国道の直轄管理区間 659.8 km(8路線、R6年度)

(3) 除雪目標の設定

ア 新潟県内の一般国道直轄管理区間、2車線以上の幅員を常時確保する。

イ 異常降雪により2車線確保が困難となった場合、降雪後概ね5日以内に2車線を

確保する。

(4) 除雪作業

- ア 除雪作業が円滑に実施できるよう、各事務所間の現有機械の適切な運用を図る。また、緊急時等に対処するため民間の保有する機械の実態を事前に把握しておく。
- イ 他の道路管理者と関連する交差点除雪については、事前に関係機関と担当範囲及び除雪方法について協議打ち合わせを行い、効果的な除雪に努める。
- ウ 降雪と道路状況を的確に把握し、迅速な除雪作業に努める。
- エ 異常豪雪や地吹雪などで除雪作業ができない場合、その他安全な交通確保が困難な場合は、適切な通行規制を行う。
- オ 除雪作業に伴う交通規制に関しては事前に所轄警察と十分協議のうえ実施する。

4 東日本高速道路株式会社の役割

(1) 除雪体制の確立

降積雪および気象状況により、平常・注意・警戒（2段階）・緊急・非常の6体制をとる。

(2) 除雪路線の選定

県内の高速自動車国道の管理区間約420km（北陸自動車道・関越自動車道・磐越自動車道・日本海東北自動車道、上信越自動車道）を、5管理事務所（新潟・長岡・上越・湯沢・東北支社会津若松）、29箇所の除雪ステーションを配置して除雪作業等にあたる。

(3) 除雪目標の設定

凍結路面の発生を防止することを基本とし、乾燥・湿潤～圧雪路面の間で管理することを目標とする。

(4) 交通規制の実施

除雪作業等に伴う交通規制に関しては、事前に高速道路交通警察隊と十分協議のうえ実施する。

5 市町村の役割

(1) 除雪体制の確立

市町村内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整えるものとする。

(2) 市町村除雪対策協議会の設置

ア 冬期間における地域道路除排雪の円滑な実施を期すため、「市町村除雪対策協議会」を設置するものとする。

イ 除雪対策協議会は、市町村、国、県の出先機関、警察、消防、商工団体、観光協会、建設業者、運輸業者、町内会等の各代表をもって構成するものとする。

(3) 除雪路線の選定

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定するものとする。

(4) 除雪目標の設定

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施するものとする。

(5) 市街地等除雪時の屋根の雪下ろし

降雪が続き屋根の雪下ろしが必要となったときは、除雪協議会で協議し、屋根の雪下ろし一斉作業完了後、道路除雪作業を実施するものとする。

(6) 通行規制

除雪作業に伴う通行規制に関しては事前に所轄警察署と十分協議のうえ実施する。

6 鉄道事業者の役割

(1) 一般鉄道施設

ア 除雪体制の確立

(ア) 線路除雪は、除雪機械等を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪体制を整える。

(イ) 除雪は、除雪車両、除雪機械に主力を置き、線区の重要度に応じ重点的な除雪を行い、列車運転の混乱防止に努める。

(ウ) 機械力除雪により難い箇所は、人力除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備する。

イ 踏切箇所の除雪

踏切箇所は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることが多いため、道路管理者と協議し除雪を実施する。

ウ 運転規制

降・積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降・積雪の状況に応じて第1次から第5次体制に区分し、各社（支社）ごとの基準に基づき運転規制を実施するとともに各段階に即応した排雪列車運転と構内除雪を実施する。

エ 雪害時の対策

(ア) 消防団の派遣要請

雪害時における緊急除雪等は、社員（非現業社員含む）の動員を第一とし、必要に応じ関連事業所の応援を得て実施する。関連事業所の応援によっても困難な場合は、状況に応じ消防団の派遣を求める。

(イ) 緊急輸送

雪害時における緊急輸送は、一般貨客を優先して行うものとするが、緊急輸送が輻輳したときは、県と協議のうえ輸送物資及びその順位を定めて行う。

(ウ) 乗客の安全確保

駅間停車等が発生し、鉄道事業者単独で対応できない場合、県・市町村・関係機関と連携し乗客の安全を確保する。

オ 予防保全対策

(ア) 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想される場合は、列車の抑止手配運転規制を実施する。

(イ) 雪崩発生重点警備箇所を再検討し、巡回警備を強化する。

カ 融雪設備等の強化

輸送の確保、省力化を図るため、熱風、電気融雪及び水資源を利用した除融雪設備の充実を図る。

(2) 上越新幹線の防除雪体制

ア 防除雪設備

降雪区間全般にわたって配置している散水消雪設備を主体に初期消雪に努めるほか、特に降雪の多い越後湯沢、浦佐間を中心とするトンネル間の途中はスノーシェルターを設置している。

イ 車両対策

車両下部まで覆うボディマウント式車両により、車両各機器への着雪防止と雪の進入を防止している。

ウ 運転規制

降・積雪等により初列車の運転に支障のあるおそれがあるときは、除雪又は除氷を実施する。さらに、状況に応じ運転規制の必要があると認めるときは、レール面の積雪状況に応じ、5段階に区分し運転規制を実施する。

7 空港管理者の役割

(1) 新潟空港の除雪対策

ア 目的

「航空保安業務処理規程」に基づき、冬期に新潟空港を利用する航空機が安全に運航でき、空港運営に支障が生じないように除雪を実施する。

イ 除雪の概要

(ア) 除雪期間は、概ね12月1日から翌年3月31日までとし、委託契約により除雪作業を実施する。

(イ) 除雪開始の基準等は、次のとおりとする。

a 新潟空港で運行している定期航空各社の離着陸禁止積雪深に達した場合、若しくは離着陸禁止積雪深以下でも、今後降雪予報からそれ以上の積雪が予測される場合等に除雪する。

b 道路及び駐車場については、概ね5cm以上の積雪となった場合に除雪する。

c 基本施設の除雪範囲は、滑走路、誘導路、エプロン、オーバーラン及び各シールドアームとする。また、道路、駐車場等については、旅客等の通行の支障となる範囲とする。

d 滑走路灯等灯器周辺の除雪は人力により実施する。

e 航空保安無線施設の除雪範囲は、施設内の進入道路及びILS制限区域とする。

(ウ) 使用する除雪機械は、スノースーパー除雪車7台、スノープラウ除雪車6台、ロータリー除雪車2台、凍結防止剤散布車1台、小型ロータリー除雪機2台（以上官有車両）、トラクターショベル4台、グレーダ2台（以上借上車両）である。

(2) 佐渡空港の除雪対策

ア 目的

佐渡空港を利用する航空機、主として旅客機が冬期積雪時において、支障なく安全に離発着できるよう除雪を実施する。

イ 除雪の概要

(ア) 委託契約により実施する。

(イ) 除雪期間は、概ね12月1日から翌年3月31日とする。

(ウ) 除雪基準は、原則として滑走路上の積雪が10cm以上となったとき、または、10cmを超えると判断されたときに作業を開始する。

(エ) 除雪順位は滑走路、誘導路、エプロン、ターミナルビル周辺の順とする。

8 港湾・漁港施設（臨港道路）管理者の役割

(1) 除雪の方法

委託により実施する。

(2) 除雪期間

概ね12月から3月までとする。

(3) 除雪基準

原則として、道路上の積雪が10cm以上となったとき、または、10cmを超えると判断されたときに作業を開始する。

9 市町村地域防災計画で定めるべき事項

- ・ 道路の除雪体制
- ・ 市町村除雪対策協議会の構成
- ・ 除雪路線の選定と除雪目標の設定

第8節 雪崩防止施設等の整備

【関係機関】 県（農林水産部、◎土木部）、市町村、北陸地方整備局、関東森林管理局、東日本高速道路株式会社、鉄道事業者

1 計画の方針

基本方針

国、県、市町村及び関係機関は、山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を実現するため、雪崩防止等の施設を整備し、雪崩の発生及び雪崩による被害の発生を防止する。

雪崩防止施設等を計画する場合は、施設等の機能を十分に発揮できるように、地形、植生、雪崩の発生位置及び種類等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な施設を選定する。

2 県の役割

(1) 雪崩危険箇所の調査

雪崩対策を効率的に実施するためには、雪崩の発生により集落及び道路等に被害を及ぼすおそれがある雪崩危険箇所の的確な把握が必要である。したがって、県は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を抽出する。

(2) 雪崩危険箇所の周知（農林水産部・土木部）

県は、雪崩災害防止のため、市町村と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

(3) 雪崩防止施設等の整備

県は、雪崩危険箇所に対して、地形等を考慮し、保全対象の種類に応じた適切な雪崩防止施設を選定し、整備に努める。

ア 雪崩予防施設の整備（農林水産部・土木部）

雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防を図る。

イ 雪崩防護施設等の整備（土木部）

雪崩の走路及び堆雪区に対して、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

ウ 雪崩防止施設等の点検整備（農林水産部・土木部）

雪崩防止施設等の管理者は、施設の機能を有効に発揮させるために、整備・点検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等による監視を強化するとともに、必要に応じ雪底処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

3 市町村の役割

(1) 雪崩危険箇所の周知

市町村は、雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

(2) 雪崩防止施設等の整備

ア 雪崩防護施設等の整備

市町村管理道路の安全な交通を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

イ 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の機能を有効に発揮させるため、整備・点検に努める。

また、気象状況、降積雪状況を把握し、雪崩の危険が高まった場合にはパトロール及び巡視員等による監視を強化するとともに、必要に応じ雪庇処理等を行い、雪崩被害の防止に努める。

4 国および鉄道事業者、東日本高速道路株式会社の役割

(1) 雪崩防止施設等の整備

ア 雪崩予防施設の整備（関東森林管理局）

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林・階段工・予防柵等の雪崩予防施設の設置に努め、雪崩災害発生の予防措置を図る。

イ 雪崩防護施設等の整備（北陸地方整備局、鉄道事業者、東日本高速道路株）

道路・鉄道及びその附属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備に努め、雪崩災害発生の防止を図る。

ウ 雪崩防止施設等の点検整備

雪崩防止施設等の管理者は、施設の機能を有効に発揮させるため、整備・点検に努める。

また、降雪時においては、積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール等により整備・点検を行い、必要に応じ雪庇処理等の緊急対策を実施する。

5 市町村地域防災計画に定める事項

- ・ 雪崩危険箇所に関する事項
- ・ 市町村管理道路における雪崩防護施設の整備

第9節 雪崩事故の防止と応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、農林水産部、土木部）、警察本部、市町村、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、東日本高速道路株式会社、鉄道事業者、一般社団法人新潟県建設業協会、一般社団法人建設コンサルタント協会北陸支部、一般社団法人新潟県測量設計業協会、一般社団法人新潟県地質調査業協会

1 計画の方針

(1) 基本方針

関係機関は、雪崩による人命等の損失を極力回避するため、雪崩危険箇所（以下「危険箇所」という）を中心としたパトロール及び、住民の事前避難や雪庇落とし等の事前回避措置の実施等により雪崩による災害の発生防止に努める。また、雪崩による被害が発生した場合は、救助活動等の応急措置を迅速に行い、被害の軽減と二次災害の発生防止に努める。

(2) 各主体の責務

ア 県民の責務

県民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩発生から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩や雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、速やかに近隣住民及び市町村、県、警察等へ連絡し、必要に応じて自主的に避難する。

イ 鉄道・道路等施設管理者の責務

鉄道・道路等施設管理者は、積雪期間中、パトロール等により雪崩の兆候等異常な事態を発見したときは、当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止し、雪庇落とし等適切な措置を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

雪崩により施設が被災した場合は、直ちに当該区間の列車の運行、車両及び歩行者の通行を一時停止するとともに応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。また、列車、車両が雪崩により被災した場合は、直ちに最寄の消防、警察に通報して救援を依頼し、救出作業に協力する。

ウ 市町村の責務

市町村は、雪崩災害防止のため、県と連携して住民に対し雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩危険箇所図等による雪崩危険箇所の周知を図る。

危険箇所がある集落については、雪崩巡視員を配置する等の措置を講じ、危険箇所の日常監視に努める。

市町村は、関係機関の協力を得て、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に雪崩監視装置を設置する等適時十分な監視警戒を行い、警戒体制の整備を図る。また、雪崩巡視員との連絡を密にし、関係者に早期に危険の度合を伝達するとともに、適切な措置を講じる。

市町村は、気象状況、積雪の状況、危険箇所の巡視の状況等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起する。

雪崩発生により人家に被害が発生する可能性が高いと認めるときは、住民に対し避難指示等を発令するものとする。住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等に受け入れるとともに十分な救援措置を講じる。

市町村は、自らの巡視、又は他の関係機関、雪崩巡視員、住民等からの通報により雪崩の発生を確認した時は、直ちに被害の有無を確認し、速やかに関係機関に報告する。

住民等が被災した場合は、直ちに消防、警察等と協力し救助作業を行うとともに、被害が甚大な場合等は、必要に応じて県に自衛隊災害派遣の要請を依頼する。

さらに、住居を失った住民を公共施設等に受け入れ、十分な救援措置を講じる。

市町村は、雪崩による通行止めが長時間に渡り、列車・通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、運行事業者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受け入れ等を行う。

市町村は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

エ 県、警察本部の責務

県は、雪崩災害が発生する恐れのある箇所について調査を行い、関係所管の基準に合致する場合は危険箇所として把握し、危険箇所の情報を市町村及び県民に提供する。

県は、市町村から要請があったときは、所轄警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒体制及び住民の避難に関して指導する。また、雪崩巡視員の配置及び教育に関して、市町村に対して技術的・専門的な指導・助言を行う。

県、警察本部は雪崩の発生による交通途絶で、他に交通手段の確保ができないなど必要と認めるときは、雪崩の発生に十分注意し、ヘリコプターによる医療救護班、保健師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品等の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

道路管理者は、雪崩の発生により道路の通行規制が生じる場合は、関係機関に連絡し、必要に応じ周辺道路の通行規制を行うとともに、ラジオ放送や交通情報板等を通じてドライバーへの情報提供を行う。

オ 北陸信越運輸局の責務

北陸信越運輸局は、必要に応じ公共交通の運転再開のための情報収集及び広域的な応援体制が的確に機能するための調整を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

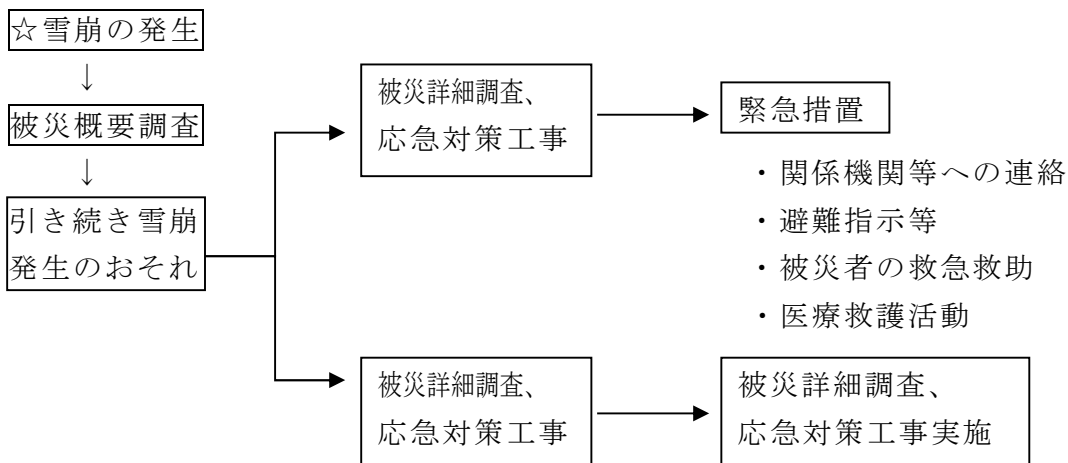
情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県民、警察等	市町村、県、警察等	雪崩の兆候、雪崩発生等の情報
市町村	県	雪崩の兆候、雪崩発生等の情報、避難情報
県・市町村	企業等	調査・応急対策工事指示
市町村	保健所	医療救護班派遣等の要請

保健所	県	医療救護班派遣等の要請
-----	---	-------------

(2) 被災地へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況
県	市町村	医療救護班派遣等
市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 雪崩事故の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
県、市町村	雪崩防止施設等の整備	
県、市町村	雪崩パトロールの実施	
県、市町村	雪崩危険箇所の周知	

(2) 雪崩災害等の調査

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・ 被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民に連絡する。	
市町村、 県（農林水産部、 農地部、 土木部）	・ 雪崩災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行う。 ・ 引き続き雪崩発生のおそれがあり、現地での作業が困難な場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 ・ 引き続き雪崩発生のおそれがあるが、現地作業の安全性が確認できた場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検	(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタツ協会北陸支部、(一社)新潟県測量設計業協会、(一社)新潟県地質調査業協会

	討する。	
県（農林水産部、農地部、土木部）	・被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係機関等に連絡する	

(3) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村、 県（農林水産部、農地部、土木部）	・被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 ・感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	(一社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルツ協会北陸支部、(一社)新潟県地質調査業協会

(4) 避難指示等の発令

実施主体	対 策	協力依頼先
市町村	・気象情報等により雪崩の発生による被害が予想されるときや、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高い、と考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難指示等の発令及び避難誘導等を実施する。 ・異状時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。	
県（農林水産部、農地部、土木部）	・迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、市町村へ概要調査結果の報告や雪崩災害に関する防災情報を提供する。	

(5) 救急・救助活動

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・雪崩事故等による被災者等の救急・救助 ・孤立集落の住民の避難に関する救助活動	北陸地方整備局、警察本部

(6) 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
県	・孤立集落での医療救護活動	災害拠点病院 県医療救護班編成病院

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 雪崩危険箇所の状況
- ・ 雪崩災害に関する情報の収集及び伝達方法
- ・ 避難、救助その他雪崩災害を防止するために必要な警戒避難体制の構築に関する事項